

## 議案第41号

町田市立中学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2024年3月29日提出

町田市教育委員会

教育長 坂本 修一

### (提案理由説明)

本件は、町田市立小学校等の学校給食費に関する条例の改正に伴い関係する規定を整備するため、及び学校給食費等の額を増額するため、改正するものです。

令和6年（2024年）第1回市議会定例会に上程する町田市立小学校等の学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の可決を条件として、別紙のとおり、町田市立中学校の学校給食費等に関する規則の一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

### 1 改正理由

町田市立小学校等の学校給食費に関する条例の改正に伴い関係する規定を整備するため、及び学校給食費等の額を増額するため、改正するものです。

### 2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) この規則の対象となる中学校を、学校給食費の公会計化の対象となる中学校を除く市立中学校とするため、「中学校」の定義を改めます。（第2条関係）
- (2) 学校給食費等の額を310円から330円に改めます。（第6条関係）

### 3 施行期日

改正内容の(2)は令和6年4月1日から、(1)は同年9月1日から施行します。

町田市立中学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則

町田市立中学校の学校給食費等に関する規則（平成20年10月町田市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中学校 町田市立の中学校（<u>町田市立学校の学校給食費等に関する規則（令和元年9月町田市規則第17号）第2条の2</u>に規定する<u>中学校</u>を除く。）をいう。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>(学校給食費等の額)</p> <p>第6条 学校給食費等の額は、1食につき<u>330円</u>とする。ただし、次条第2項（同条第7項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により、牛乳その他の飲料（以下「牛乳等」という。）を除去した学校給食等を提供するときは、1食につき<u>330円</u>から牛乳等の提供に要する経費に相当する額を勘案して別に定める額を減じた額とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中学校 町田市立の中学校（<u>町田市立学校の管理運営に関する規則（昭和42年6月町田市教育委員会規則第2号）第28条</u>に規定する<u>小中一貫校</u>を除く。）をいう。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>(学校給食費等の額)</p> <p>第6条 学校給食費等の額は、1食につき<u>310円</u>とする。ただし、次条第2項（同条第7項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により、牛乳その他の飲料（以下「牛乳等」という。）を除去した学校給食等を提供するときは、1食につき<u>310円</u>から牛乳等の提供に要する経費に相当する額を勘案して別に定める額を減じた額とする。</p>

附 則

この規則中第6条の改正規定は令和6年4月1日から、第2条の改正規定は同年9月1日から施行する。